

令和 3 年

市議会 4 月臨時会議案

知立市

令和 3 年市議会 4 月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
市 民	報告第 4 号	専決処分の報告について（氏変更の届出の事務処理誤りに関する損害賠償の額の決定及び和解）
税 務	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市税条例の一部を改正する条例）
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号））
税 務	同意第 5 号	知立市固定資産評価員の選任について
税 務	議案第 3 5 号	知立市税条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 3 6 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 3 7 号	知立市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
	議案第 3 8 号	令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

氏変更の届出の事務処理誤りに関する損害賠償の額の決定及び和解
（専決第 3 号）

（専決処分書別紙）

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

氏変更の届出の事務処理誤りに関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金2,853円
- 2 本件の概要
 - (1) 発生日時 令和3年1月13日 午後0時20分頃
 - (2) 発生場所 知立市役所
 - (3) 経 過 市民課職員が、相手方に対し、「外国人との婚姻による氏の変更届」の提出に関して本来不要である家庭裁判所における手続を誤って案内したことにより、その手続を行わせたもの。
- 3 相手方の損害の程度 収入印紙代800円、切手代1,603円及び戸籍謄本取得のための手数料450円の合計2,853円
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和3年4月8日

知立市長 林 郁 夫



承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市税条例の一部を改正する条例

（専決第 2 号）

（専決処分書別紙）

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日

知立市長 林 郁 夫



知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和４５年知立市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第７３条の５第１号及び第２号中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１５条の３中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の３の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第７５条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第７５条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の知立市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 3 年度知立市一般会計補正予算（第 3 号）

（専決第 4 号）

（専決処分書別紙）

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度知立市一般会計補正予算（第3号）

（予算書別紙）

令和3年4月15日

知立市長 林 郁 夫



議案第 35 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 28 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条

第 17 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 24 項を削り、同条第 25 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 第 26 項を同条第 25 項とし、同条第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 4 項」を「附則第 19 条の 3 第 5 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年

度から令和５年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１３条の２第１項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 令和２年度分の固定資産税について知立市税条例の一部を改正する条例（令和３年知立市条例第 号）による改正前の知立市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１３条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第１３条の３第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１４条中「同条第１項」を「附則第１３条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項」に改める。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10条の2第25項を第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。）は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の知立市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 36 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和 45 年知立市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15 条第 16 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 7 項の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 8 項及び第 9 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 10 項及び第 11 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 12 項の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和

３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額）に」を「定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、」に改め、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１４項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１５項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１８項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第１９項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の知立市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 37 号

知立市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 26 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

知立市母子家庭等医療費支給条例（昭和 53 年知立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項第 1 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

提案理由

この案を提出するのは、母子家庭等医療における所得限度額を従前の例により計算するため必要があるからである。

